

前文

私たち地球市民



世界の平和と「個性豊かな文化」の創造と異文化を理解することが重要です。

第1条

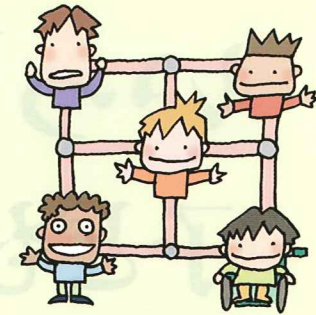
社会の一員だよ



人間関係を豊かに。子どもたちの、出会いたい、つながりたい、という気持ちを大切にします。

第3条

違ってるとステキ!



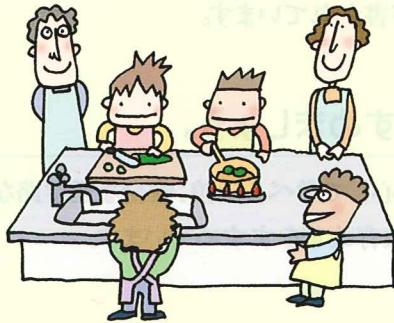
「共生」の時代へ! 地域の多様な子どもたちがいっしょに学びあう学校づくりをすすめます。

教育基本法がめざす
教育の実現を!



第5条

自分らしく生きよう



男女共学は男女平等社会の基本。一人ひとりの輝きを大切にします。

第8条

学校をよくしていこうよ!



民主主義を学ぶために。「自分たちのことは、自分たちで決める!」ということ大切にします。

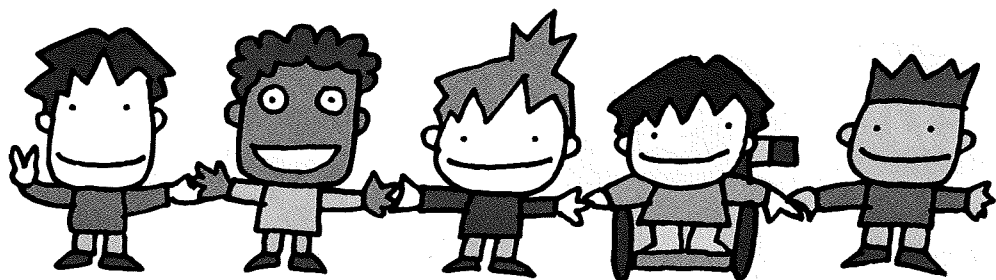
第10条

みんなの学校にしようわ!



「30人以下学級」など学習環境・教育条件の改善、子ども・住民参画の学校づくりをすすめます。

いっしょに考えてみましょう 子どもたちのこと…



**教育基本法、
変えることより
活かすこと。**

今、夢や目標がもちにくい社会だといわれています。

子どもの心の荒れや青少年犯罪などは、学校・家庭・地域の問題とともに、年金・雇用など日本社会の未来に対する不安や不信が大きく反映されているのではないのでしょうか。

今、教育基本法を「改正」する動きがあります。

教育基本法を変えることが、子どもをとりまく課題の解決へとつながるのでしょうか。教育基本法には、21世紀にこそ大切にしなければならないことが書かれています。

地域から教育改革をすすめましょう。

わたしたちは、30人以下学級、安心して学べる学校、安全な通学路などを求めて、地域のみなさんとともに教育改革をすすめています。